

2021年
1月15日
受付開始!!

新型コロナウイルス感染症対応 『日本歯科医師会休診補償制度』

事業活動総合保険(ビジネスマスター・プラス)

会員や従業員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、会員が開設または管理する歯科診療所が一時的に閉鎖を余儀なくされた時の喪失利益や、消毒、PCR検査費用等の感染症対策費用を補償する制度です。

4つのポイント

院長のみならず、歯科診療所に勤務する従業員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触したことで休診した場合に補償されます！

歯科診療所の休診に伴う喪失利益や、消毒費用・PCR検査費用・予約等変更対応費用など感染症対策費用が補償されます！

保険料は税務上損金(経費)であり、厚労省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象です！

※申請時期が都道府県ごとに異なりますので、各自治体にご確認ください。

2019年度の年間収益が、ご選択いただいたプランごとの基準を満たしている場合、補償(保険)金の全額をお支払いします！

ご加入対象施設

●加入できる医療機関等

日本歯科医師会の会員が開設または管理する歯科診療所

★個人・法人ともに対象です。また、1法人で複数診療所がある場合、施設単位で任意加入可能です。

★この団体保険契約の契約者は「公益社団法人日本歯科医師会」、被保険者は「会員」です。

補償内容と補償(保険)金額

●補償内容

以下の3つの要件を満たした場合に、補償(保険)金をお支払いします。

- ① 会員が開設または管理する歯科診療所に勤務する方が、**新型コロナウイルスに感染、または濃厚接触すること。**
- ② ①に伴い、該当歯科診療所を**外部業者によって消毒すること。**
- ③ ①に伴い、所定の休診日を除いて、プランAの場合は2日連続、プランBは10日連続、**休診すること。**

★「感染」「濃厚接触」は、都道府県・郡市区歯科医師会が発行する『休診証明書』によって確認します。

★「休診」とは、対象の歯科診療所が終日閉院することをいいます。

●補償(保険)金額

プランA：**25万円** / プランB：**120万円**

★補償(保険)金のご請求は、保険期間中1回のみとなります。

★2019年度の医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が、プランAでは年間1,000万円を下回る場合、プランBでは年間3,500万円を下回る場合には、上記補償(保険)金額が減額される可能性があります。

また、休診が補償される他の同様の保険契約にご加入の場合も、上記補償(保険)金額が減額される可能性があります。

1 補償内容(補償(保険)金額と保険料)

(保険期間 1 年、一括払)

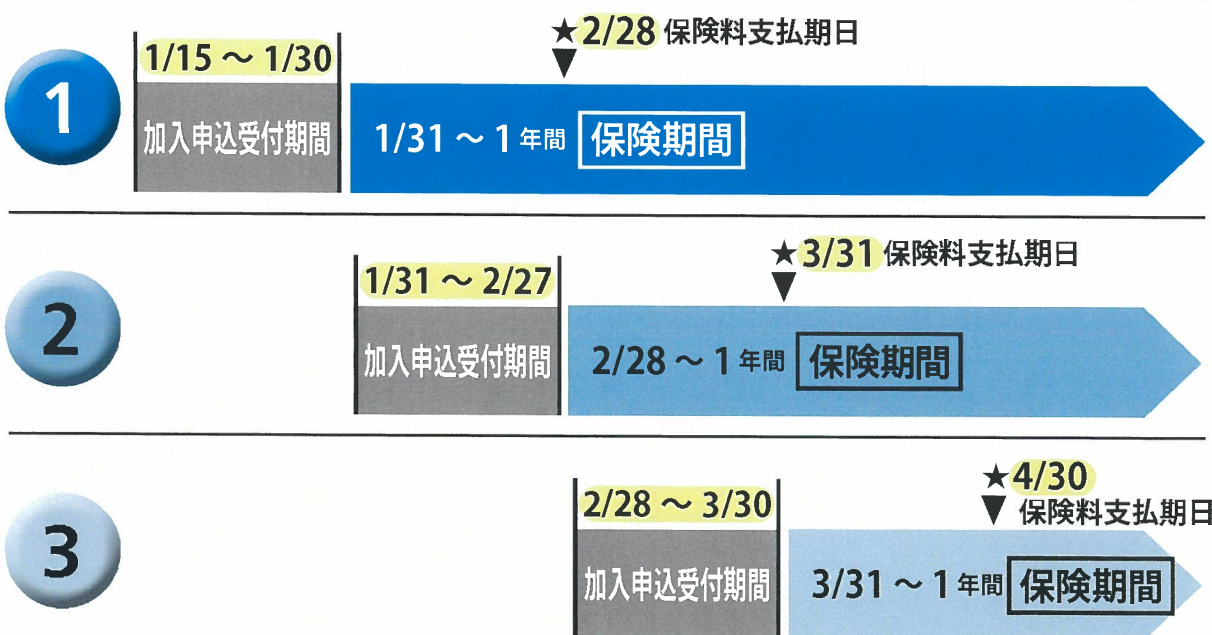
	対象となる 歯科診療所	休診日数	補償(保険)金額 (※)	保険料 / 1 施設
プラン A	全ての 歯科診療所	連続 2 日以上 (所定の休診日を除く)	25 万円	12,000 円
プラン B	2019 年度の年間収益 3,500 万円以上 の歯科診療所	連続 10 日以上 (所定の休診日を除く)	120 万円	49,800 円
ご注意点	2019 年度の医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が、 プラン A は年間 1,000 万円を下回る場合、プラン B は年間 3,500 万円を下回る場合 には、上記補償(保険)金額が減額される可能性があります。また、休診が補償される他の同様の保険契約にご加入の場合も、上記補償(保険)金額が減額される可能性があります。			

(※) 補償(保険)金のご請求は、保険期間中 1 回にかぎりです。

2 保険期間と加入申込スケジュール

2021年

保険期間は、1 年間です。下記の 3 つよりお選びいただけます。
加入申込日によって、保険期間が異なります。



★保険期間の途中で加入はできません。また、保険期間の途中でプラン変更もできません。

3

WEB 加入申込方法 ★ご連絡・お申込の受付開始は、2021 年 1 月 15 日です。

1 加入を希望する方は、WEB 申込サイトにて必要事項をご入力の上、お申込みください。

WEB でのお申込みができない方は、コールセンターへ電話、またはメールにて FAX 申込一件書類をご請求いただき、必要事項をご記入の上、お申込みください。



WEB 申込受付サイト

<https://jdakyushinhosho.dga.jp/form/3/>

・こちらにアクセスして、お申込手続きをお願いします。

・日本歯科医師会ホームページからもアクセスすることができます。



コールセンター

【電話】 050-3808-7859 【メール】 knisshi@sompo-japan.co.jp

【受付時間】 平日 9:00 ～ 17:00（土日、祝日、年末年始は除きます。）

2 お申込みいただいた方には、申込受付から 3 営業日程度で、保険料をお支払いいただくための『払込用紙』を郵送します。

コンビニエンスストア、または郵便局・ゆうちょ銀行にて支払期日までにお支払いをお願いします。

★保険料をお支払いいただくことで、お申込みが完了します。

4

補償(保険)金請求の流れ

1 お支払い要件を満たした場合には、専用の『事故報告用紙』を記入し、会員の皆さまから損保ジャパンへ FAX にてご報告ください。

2 以下の必要書類を損保ジャパンにご提出いただき、補償(保険)金をご請求いただきます。

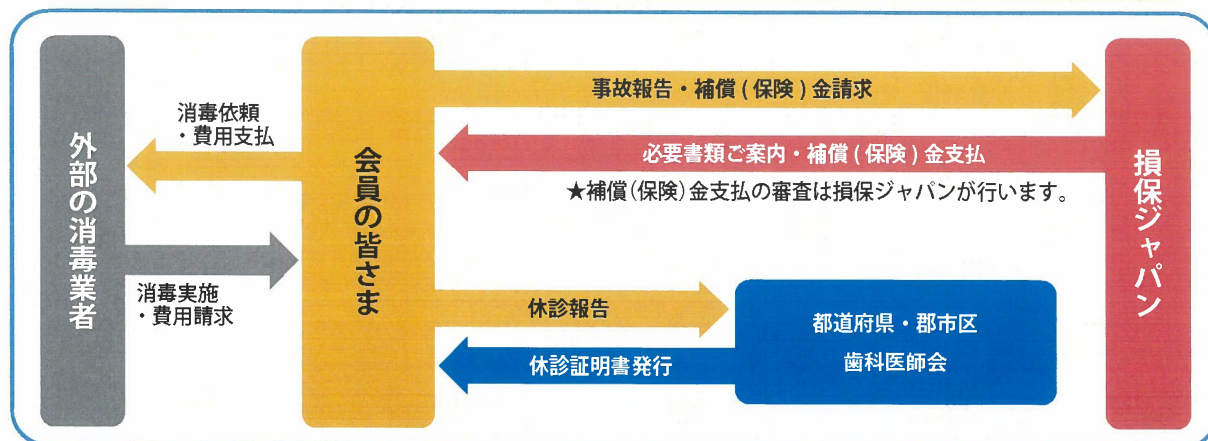
【補償(保険)金請求に必要な書類】

■補償(保険)金請求書 ※保険会社所定フォーム

■消毒費用の領収証、または請求書の写し

■都道府県・郡市区歯科医師会発行の休診証明書

□ 2019 年度決算書類の写し(法人単位、個人事業主の場合は青色申告書)
※必要な場合のみ





Q & A

●制度の概要について

Q1 日本歯科医師会の会員以外でも加入できますか？

A できません。本制度は、日本歯科医師会の会員が加入することができます。

Q2 日本歯科医師会の会員が運営する歯科診療所以外の施設も対象になりますか？

A なりません。本制度は、日本歯科医師会の会員が開設または管理する歯科診療所が対象です。

Q3 保険料は厚労省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象ですか？

A はい、対象です。申請時期・申請方法は各自治体にご確認ください。

Q4 同じ歯科診療所に2口以上加入できますか？

A できません。1歯科診療所につき、1口のみ加入可能です。

Q5 2019年度の年間収益が3,500万円未満ですが、プランBに加入できますか？

A できません。誤って加入された場合、実際に事故が発生した時にお支払いする補償(保険)金が、減額される可能性があります。

●補償内容について

Q6 歯科診療所の消毒を自ら実施しても補償の対象になりますか？

A なりません。外部業者による新型コロナウイルス対応の消毒作業が必要です。

Q7 補償されるのは「新型コロナウイルス感染症」だけですか？

A はい、そうです。本制度は、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触した場合のみ対象となります。

Q8 プランBに加入しました。所定の休診日を含めて10日休みましたが、補償されますか？

A 補償対象外となります。所定の休診日を除いて、連続10日以上休診された場合に補償されます。なお、プランBにご加入いただくことで、プランAも補償されるものではありません。

Q9 医師に新型コロナウイルスに感染したと診断されました。診断書を提出すればよいでしょうか？

A 本制度では、新型コロナウイルスの感染または濃厚接触は都道府県・郡市区歯科医師会が発行する『休診証明書』によって確認します。都道府県・郡市区歯科医師会へ『休診証明書』の発行を申請してください。

Q10 保険期間開始前に、従業員が新型コロナウイルスに感染して休診しました。補償されますか？

A 補償されません。本制度では、会員または従業員の方が新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触をしたために、保険期間開始後にプランごとに定められた日数以上休診した場合に補償されます。なお、外部業者による対象施設の消毒作業が必要となります。

Q11 会員の家族が新型コロナウイルス感染症に感染しました。補償されますか？

A 会員の家族が対象の歯科診療所に勤務している場合には補償されます。

●加入手続き方法について

Q12 FAX 申込一件書類は、メールで依頼しても良いのでしょうか？

A はい。なお、WEB 環境がある方は、専用の WEB 申込サイトからのお申込みをお勧めします。

Q13 保険料は分割で支払うことはできますか？

A できません。一括での支払いになります。

Q14 領収証は発行されますか？

A されません。払込受領証を保管いただくようお願いします。

Q15 加入者証は発行されますか？

A はい。WEB にてお申込みいただいた方には申込完了メールを送らせていただきますので、そのメール本文が加入者証となります。また、FAX 申込の方にはお申込完了後に郵送にて送らせていただきます。

Q16 WEB サイトで申込手続きを行いました。これで申込は完了ですか？

A いいえ。後日、お手元に届く「払込用紙」で保険料をお支払いいただくことで、お申込みが完了します。

Q17 複数の歯科診療所を開設しています。どのように加入すればよいのでしょうか？

A 施設ごとにご加入申込をお願いします。

●加入後の手続きについて

Q18 加入後に日本歯科医師会を退会しました。解約が必要ですか？

A 都道府県・郡市区歯科医師会へ退会の届出を行えば、保険の解約手続きは不要です。
なお、本制度は途中解約による保険料の返戻はありません。

Q19 加入後に歯科診療所を移転しました。手続きは必要ですか？

A 都道府県・郡市区歯科医師会へ住所変更の届出を行えば、保険の変更手続きは不要です。

●保険金の請求方法について

Q20 補償対象の事由が発生した場合、どこに連絡すれば良いですか？

A 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンへ事故報告書を FAX してお知らせください。
受付後、保険金請求に必要な書類をご案内します。WEB にてご加入の方には、ご登録いただいたメールアドレス宛にご案内します。FAX にてご加入の方には、歯科診療所宛に書類を送付させていただきます。
FAX 送信後、1 週間経過しても案内がない場合には、6 ページ記載の「専用コールセンター」にご連絡ください。

事故報告書 送信先
損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課
FAX : 03-3385-5500